

# 小平市男女共同参画推進審議会の概要

## 1 根拠と目的

- ・市長の附属機関（地方自治法第202条の3）
- ・小平市では、平成21年施行の「小平市男女共同参画推進条例」第18条で、“市の男女共同参画を推進するため”設置

## 2 小平市での成り立ち

平成11年、小平市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」）の前身である「小平市女性施策推進協議会」を設置。平成13年、名称を「小平市女性施策推進協議会」から「小平市男女共同参画推進協議会」に改正。

平成21年4月、小平市男女共同参画推進条例の施行によって、協議会から審議会へ移行した。

- 参考 **他区市の設置状況** 21区/23区中（中野区、江戸川区以外）、  
25市/26市中（福生市以外）

## 3 所掌事務

小平市男女共同参画推進条例 19条「市の男女共同参画に関する重要事項について、市長の諮問を受けて審議し、又は市長に意見を述べることができる。」

小平市では、市の男女共同参画推進計画の進捗管理を行うこととし、毎年度、審議会に計画の推進状況を報告、意見を付して公表している。

- 実際には年2回程度。計画の進捗管理や情報交換。諮問実績なし。

## 4 審議会の構成メンバー

市長が委嘱する委員 10名以内。

任期 令和年4月1日～令和6年3月31日（公募市民4名、学識経験者4名、  
事業者・団体の代表2名）

## 5 小平アクティブプラン21（第四次小平市男女共同参画推進計画）の策定経緯と進捗管理

平成4年、市は女性施策調整担当（部署）を設置。女性施策を推進する指針として、庁内で「女性施策推進計画」の策定に取り組みはじめる。平成5年、市民を対象とした市民意識実態調査を実施、その後の検討を経て、平成8年「小平市女性施策推進計画（小平アクティブプラン21）」を策定した（計画期間：平成8～17年度）。計画は、時代の情勢に応じ改定を4回実施し、今年度よりスタートする「小平アクティブプラン21（第四次小平市男女共同参画推進計画：令和4～8年度）」にいたる。

- 計画の推進・進行管理の考え方
  - ・市における「小平市男女共同参画推進委員会」（庁内委員会）、「小平市男女共同参画推進本部」による意見
  - ・附属機関「小平市男女共同参画推進審議会」による意見
  - ・公募市民「小平市男女共同参画推進実行委員会」や、市民団体による具体的な事業実施

## 6 令和4年度以降の方向性

- 次期の計画策定を見据えた審議内容
- 社会潮流を反映した計画の策定（市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進、多様な性への理解促進と尊重、地域と協働した男女共同参画の推進、固定的役割分担意識・無意識の思い込みの解消）

次期の計画期間：令和9年度～13年度（5年）

計画策定に係る期間：令和7年度 調査等の実施により現状分析、報告書作成

令和8年度 計画策定、計画書作成

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
(西暦)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
【国】第4次男女共同参画基本計画											
東京都男女平等参画推進総合計画											
小平市男女共同参画推進計画 (小平アクティブプラン21)											